

平成 21 年 6 月制定

利益相反管理方針

当社は、当社又は当社グループ会社（以下、当社と当社グループ会社を併せて「当社等」といいます。）お客様の間、ならびに当社のお客様相互間における利益相反のおそれがある取引に関し、法令等及び利益相反管理方針に従い、お客様の利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行いたします。当社は法令等に従い当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引

利益相反とは、当社等とお客様の利益、または当社等のお客様相互間の利益が相反する状況をいいます。利益相反は、金融取引においては日常的に生じるものですが、当社では、利益相反のおそれのある取引として、以下の 及び に該当するものを管理いたします。

お客様の不利益の下、当社等が利益を得ている状況が存在すること
の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

2. 対象取引の特定方法

当社においては、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様からいただいた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者により、適切な特定を行います。

3. 取引類型

当社が対象取引として想定する取引の類型は以下のとおりです。

	お客様と当社	お客様と当社の他のお客様
利害対立型	お客様と当社等の利害が対立する場合	お客様と当社等の他のお客様の利害が対立する場合
競合取引型	お客様と当社等が同一の対象に対して競合する取引	お客様と当社等の他のお客様とが競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社等が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社等の他のお客様が利益を得る取引

4. 利益相反管理体制

当社は内部管理統括責任者を利益相反管理統括者とし、当社内で発生するおそれのある対象取引を一元的に管理いたします。

当社は、原則として以下の方法またはその組み合わせにより、対象取引を管理いたします。

部門の分離その他の情報隔壁・情報遮断
対象取引及び当該お客様との取引の条件もしくは方法の変更
対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
お客様への利益相反の開示またはお客様の同意
情報共有者に対する監視、その他

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当社及び Capital Partners Securities LLC といたします。

以上につき、お問い合わせは下記までお申し出ください。